

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行								改正案							
第1条～第4条の2 省略 (建築物の建ぺい率の最高限度) 第4条の3 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建ぺい率」という。)は、別表第2(ア)欄の計画地区の区分に応じ、同表(オ)欄に掲げる数値を超えてはならない。 第5条～第11条 省略 別表第1(第2条関係) 省略 別表第2(第3条―第6条関係)								第1条～第4条の2 省略 (建築物の建蔽率の最高限度) 第4条の3 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、別表第2(ア)欄の計画地区の区分に応じ、同表(オ)欄に掲げる数値を超えてはならない。 第5条～第11条 省略 別表第1(第2条関係) 省略 別表第2(第3条―第6条関係)							
計画区 域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	計画区 域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)
	建築することが できる建築物 の区 分	建築することが できる建築物 の区 分	建築物の敷地 面積の最低 限度	建築物の容積 率の最高限 度	建築物の建ぺ い率の最高 限度	建築物の高 さの最高限 度	建築物の外壁等 の面から道路 境界線又は敷 地境界線まで の距離の最低 限度		建築することが できる建築物 の区 分	建築することが できる建築物 の区 分	建築物の敷地 面積の最低 限度	建築物の容積 率の最高限 度	建築物の建蔽 率の最高限 度	建築物の高 さの最高限 度	建築物の外壁等 の面から道路 境界線又は敷 地境界線まで の距離の最低 限度
省略								省略							
北摂三 田ウツ ディタ ウン地 区整備 計画区 域	戸建1 住宅区 画I	1 戸建専用住宅。 ただし、計画図 a'部分は戸建 専用住宅又は低 層連続住宅	170 平方メ ートル	計画 図に指 定する 街区F の部分 は10分 の10	計画 図に指 定する 街区F の部分 は10分 の5(法 第53条 第3項 第2号 に該当 する場 合は、1 0分の 6)	計画 図に指 定する 街区F の部分 は10メ ートル の高さ による 柱の面 積から 敷地境 界線ま での距 離	計画 図に指 定する 街区F の部分 は1メ ートル の高さ による 柱の面 積から 敷地境 界線ま での距 離	北摂三 田ウツ ディタ ウン地 区整備 計画区 域	戸建1 住宅区 画I	1 戸建専用住宅。 ただし、計画図 a'部分は戸建 専用住宅又は低 層連続住宅	170 平方メ ートル	計画 図に指 定する 街区H の部分 は10分 の10	計画 図に指 定する 街区H の部分 は10分 の5(法 第53条 第3項 第2号 に該当 する場 合は、1 0分の 6)	計画 図に指 定する 街区H の部分 は10メ ートル の高さ による 柱の面 積から 敷地境 界線ま での距 離	計画 図に指 定する 街区H の部分 は1メ ートル の高さ による 柱の面 積から 敷地境 界線ま での距 離



		民館、集会所その他これらに類する施設 6 前各項の建築物に附属するもの							
省略									
公益・特 定業 務地 区	計画図に指定する街区Cの部分に、法別表第2(ち)項第2号及び第3号並びに(り)項第3号及び第4号に規定される建築物以外の建築物	150 平方メ ートル			1 計画図に指定する街区Aの部分は20メートル。同街区Bの部分は30メートル(地盤面からの高さによる。)	前面道路の敷地境界線から外壁等の面までの距離	同上	1メー トル	
				2 計画図に指定するc及びdの沿道部分は、道路の中心点から30メートルの距離の区域内で10メートル(地盤面からの高さによる。)。ただし、dの沿道部分に15メートル幅以上の駐車場等の空地を設ける場合は、この限りでない。	線の部				

		民館、集会所その他これらに類する施設 6 前各項の建築物に附属するもの							
省略									
公益・特 定業 務地 区	計画図に指定する街区Cの部分に、法別表第2(り)項第2号及び第3号並びに(ぬ)項第3号及び第4号に規定される建築物以外の建築物	150 平方メ ートル			1 計画図に指定する街区Aの部分は20メートル。同街区Bの部分は30メートル(地盤面からの高さによる。)	前面道路の敷地境界線から外壁等の面までの距離	同上	1メー トル	
				2 計画図に指定するc及びdの沿道部分は、道路の中心点から30メートルの距離の区域内で10メートル(地盤面からの高さによる。)。ただし、dの沿道部分に15メートル幅以上の駐車場等の空地を設ける場合は、この限りでない。	線の部				

北 撰 三 田 カ ル セ ン チャ ター ウ ン 地区 地 区 整 備 計 画 区 域	セ ン ター 地区	次に掲げる用途 以外の建築物	450 平方メ ートル	省略	省略	省略	前 面 道 路 境 敷 地 境 界 線 か ら 外 壁 等 の 面 ま での 距 離	(1) 北 撰 西 1 号 線 に 面 す る 場 合 は 6メ ートル (2) 内 神 沢 谷 線 に 面 す る 場 合 は 4メ ートル (3) そ の 他 の 道 路 に 面 す る 場 合 は 3メ ートル	省略
		1 原動機を使用す る工場で作業場 の床面積の合計 が50平方メー トルを超えるもの 2 自動車修理工場 3 倉庫業を営む倉 庫 4 マージャン屋、 ばちんこ屋、射 的場、勝馬投票 券発売所、場外 車券売場その他 これらに類する もの 5 カラオケボック スその他これに 類するもの 6 ホテル又は旅館 7 自動車教習所 8 畜舎 9 戸建専用住宅 10 神社、寺院、教 会その他これら に類するもの 11 公衆浴場(日本 標準産業分類に よる公衆浴場業 及び特殊浴場業 に属する業種と する。) 12 法別表第2(と) 項第3号及び第4 号に掲げるもの							
省略									
北 撰 三 田 テ ク ビ ス ノ パ ー 施 設 ク 地 区 地区 整 備 計 画	サ ー 1	法別表第2(を) 項第1号、第2号、 第3号、第4号、 第6号、第7号及 び第8号に掲げ	150 平方メ ートル	省略	省略	省略	前 面 道 路 境 敷 地 境 界 線 か ら 外 壁	1メ ートル	省略

北 撰 三 田 カ ル セ ン チャ ター ウ ン 地区 地 区 整 備 計 画 区 域	セ ン ター 地区	次に掲げる用途 以外の建築物	450 平方メ ートル	省略	省略	省略	前 面 道 路 境 敷 地 境 界 線 か ら 外 壁 等 の 面 ま での 距 離	(1) 北 撰 西 1 号 線 に 面 す る 場 合 は 6メ ートル (2) 内 神 沢 谷 線 に 面 す る 場 合 は 4メ ートル (3) そ の 他 の 道 路 に 面 す る 場 合 は 3メ ートル	省略
		1 原動機を使用す る工場で作業場 の床面積の合計 が50平方メー トルを超えるもの 2 自動車修理工場 3 倉庫業を営む倉 庫 4 マージャン屋、 ばちんこ屋、射 的場、勝馬投票 券発売所、場外 車券売場その他 これらに類する もの 5 カラオケボック スその他これに 類するもの 6 ナイトクラブそ の他これに類す るもの 7 ホテル又は旅館 8 自動車教習所 9 畜舎 10 戸建専用住宅 11 神社、寺院、教 会その他これら に類するもの 12 公衆浴場(日本 標準産業分類に よる公衆浴場業 及び特殊浴場業 に属する業種と する。) 13 法別表第2(と) 項第3号及び第4 号に掲げるもの							
省略									
北 撰 三 田 テ ク ビ ス ノ パ ー 施 設 ク 地 区 地区 整 備 計 画	サ ー 1	法別表第2(わ) 項第1号、第2号、 第3号、第4号、 第6号、第7号及 び第8号に掲げ	150 平方メ ートル	省略	省略	省略	前 面 道 路 境 敷 地 境 界 線 か ら 外 壁	1メ ートル	省略

画区域	<p>る建築物以外の建築物</p> <p>2 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</p> <p>3 次の各号に掲げるもの以外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第5号及び第7号、(は)項第4号、(に)項第5号並びに(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(2) 畜舎</p>					等 の 面 ま での 距 離			
	省略								
省略									
備考 省略									

画区域	<p>る建築物以外の建築物</p> <p>2 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</p> <p>3 次の各号に掲げるもの以外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第5号及び第7号、(は)項第4号、(に)項第5号並びに(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(2) 畜舎</p>					等 の 面 ま での 距 離			
	省略								
省略									
備考 省略									